

下野市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月14日

下野市長 広瀬 寿雄

下野市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

下野市移住支援金交付要綱（令和元年下野市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「世帯の申請」を「2人以上の世帯の申請」に改め、同条に次の1項を加える。

2 2人以上の世帯の申請において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合には、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算する。この場合において、「18歳未満の世帯員」とは、次の各号のいずれかの要件を満たす者をいう。

(1) 第5条の規定により交付の申請をする日（以下この号において「申請日」という。）が属する年度の4月1日時点で18歳未満である者（申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日である者を含む。）

(2) 転入日後に出生した者のうち、母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する母子健康手帳等により、転入前に同居していたことが確認できるもの

第3条第1号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

下野市長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電 話

移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、下野市移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 移住支援金の内容（該当する方に○を付してください。）

単身・2人以上の世帯の別	単身	2人以上の世帯	{同時に移住した家族の人数（申請者除く）}		人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数		人
移住支援金の種類	就業（一般）	就業（専門）	テレワーク	起業	

※18歳未満の者とは、次のいずれかの要件を満たす方をいいます。

- ①申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満である方（申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日である方を含みます。）
- ②下野市への転入日後に生まれた方で、母子健康手帳等により、転入前からの同居が確認できる方

2 各種確認事項（該当する欄に○を付してください。）

裏面「下野市移住支援金交付要綱に係る個人情報の取扱い」について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、下野市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について（就業（一般・専門）・起業の場合のみ記載）	A. 意思がある	B. 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係（就業（一般）の場合のみ記載）	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
下野市への移住の意思について（テレワークの場合のみ記載）	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※Bに○を付けた場合には、移住支援金の交付対象とはなりません。

3 転出元の住所

〒

裏面

4 東京23区への在勤履歴（在勤者に該当する方のみ記載）

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、栃木県への移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、該当在勤履歴がある場合、移住支援金の交付対象とはなりません。

5 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載）

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他（ ）

管理コード	
-------	--

下野市移住支援金交付要綱に係る個人情報の取扱い

栃木県及び下野市は、栃木県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、栃木県及び下野市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、栃木県及び下野市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、栃木県マッチング支援事業実施要領に規定する企業情報提供サイトに登録された法人又はとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領に規定する地域課題解決型創業支援プロジェクトの実施主体に提供し、又は確認する場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の下野市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の下野市移住支援金交付要綱の規定は、適用日以後に転入した者について適用し、適用日前に転入した者については、なお従前の例による。